



# 山形県公報

平成26年8月29日(金)  
第2575号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……937
- 同……………(同) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……938
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……939
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……940
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……同
- 土地改良事業の工事の完了に係る届出……………(同) ……941
- 民有保安林の指定……………(林業振興課) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………(同) ……942
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……943
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……944
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 事業の認定……………(県土利用政策課) ……同

## 告 示

### 山形県告示第762号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年8月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定員	指定年月日
合同会社ほっぷ 新庄市若葉町2番2号	すてっぷハウス 新庄市若葉町2番2号	就労継続支援(B型)	10名	平成26. 8. 19

### 山形県告示第763号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年8月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	指定年月日
合同会社ほっぷ 新庄市若葉町2番2号	すてっぷハウス 新庄市若葉町2番2号	就労移行支援	平成26. 8. 19

**山形県告示第764号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成26年8月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
霞城眼科クリニック	山形市双葉町二丁目4番23号	平成26. 7. 1
ブレインクリニック妻沼	山形市嶋南二丁目7番3号	同
漆山歯科医院	米沢市東三丁目6番35号	同
調剤薬局マツモトキヨシ山形嶋南店	山形市嶋南二丁目6番2号	同
霞城薬局	山形市双葉町二丁目4番19号	同
わかくさ薬局	鶴岡市城南町6番68号	同
大丸薬局	山形市江俣五丁目4番12号	同 7. 7

**山形県告示第765号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年8月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	廃止年月日
エビスヤ薬局瑞穂	酒田市大町14番20号	平成23. 9. 30
漆山歯科医院	米沢市東三丁目6番35号	平成26. 6. 30
大丸薬局	山形市江俣五丁目3番34号	同 7. 6
あらた調剤薬局本町店	山形市本町一丁目5番10号	同 7. 31

## 山形県告示第766号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成26年8月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
株式会社サン十字ハートケア ひなた居宅介護支援サービス	居 宅 介 護 支 援	長井市大町1番21号	平成25. 5. 1
さがえ西村山農業協同組合	短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護	寒河江市大字寒河江字久保2番地	平成26. 3. 31
明幸園ショートステイセンター	短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護	天童市大字矢野目150番地	同 4. 1

## 山形県告示第767号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年8月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
斎藤胃腸クリニック居宅介護支援事業所  
鶴岡市本町二丁目2番35号
- 届出の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
医療法人斎藤胃腸病院在宅支援室	斎藤胃腸クリニック居宅介護支援事業所	平成22. 6. 1

## 山形県告示第768号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年8月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
ハートケアひなた訪問介護事業所	訪 問 介 護 介護予防訪問介護	長井市大町1番21号	平成25. 4. 30

ハートケアひなた居宅介護支援事業所	居宅介護支援	長井市大町1番21号	同
特別養護老人ホーム明幸園	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	天童市大字矢野目150番地	同 10.30

## 山形県告示第769号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小原土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成26年8月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	森 谷 仙 一 郎	天童市大字川原子1640番地
同	仲 野 照 男	同 1296番地
同	矢 萩 吉 美	同 1452番地の1
同	矢 萩 義 信	同 1437番地
同	矢 萩 和 広	同 1584番地
同	矢 萩 啓 三	同 1321番地
同	矢 萩 勝 雄	同 1729番地
同	矢 萩 正 巳	同 1641番地の4
同	森 谷 康 人	同 1310番地
同	矢 萩 道 雄	同 1708番地
同	森 谷 健 一	同 1488番地の3
監 事	森 谷 正 秀	同 1291番地
同	矢 萩 馨	同 1400番地

## 山形県告示第770号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小原土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成26年8月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	森 谷 仙 一 郎	天童市大字川原子1640番地
同	森 谷 正 秀	同 1291番地
同	矢 萩 吉 美	同 1452番地の 1
同	仲 野 照 男	同 1296番地
同	矢 萩 和 広	同 1584番地
同	矢 萩 啓 三	同 1321番地
同	矢 萩 正 巳	同 1641番地の 4
同	森 谷 康 人	同 1310番地
同	矢 萩 道 雄	同 1708番地
同	森 谷 健 一	同 1488番地の 3
同	矢 萩 久 男	同 1435番地
監 事	矢 萩 馨	同 1400番地
同	矢 萩 勝 雄	同 1729番地

山形県告示第771号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成26年8月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

届出者の名称	地区名	事業の名称	工事完了年月日
東根市土地改良区	大富北	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業	平成25年12月20日
東根市土地改良区	小田島	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業	平成26年3月28日

山形県告示第772号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成26年8月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定に係る保安林の所在場所

西村山郡大江町大字三郷字袖山乙1890、乙1892の1、乙1892の2、字須多子森乙2007の1、乙2007の2、乙2008、乙2010の1、乙2010の4

- 2 指定の目的  
干害の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部林業振興課及び大江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第773号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年8月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
西村山郡西川町大字吉川字上ノ山1195の17（次の図に示す部分に限る。）、1195の20、1195の23、字小月山13の3、15の3、18の3、18の4、字上ノ山1195の17地先・字小月山15の3地先・18の3地先・18の4地先（以上4筆地先。次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - イ 主伐は、択伐による。
      - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第774号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年8月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
最上郡最上町大字東法田字大沢山928の132
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部林業振興課及び最上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第775号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年8月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 保安林予定森林の所在場所

鶴岡市油戸字油沢1の104（次の図に示す部分に限る。）、1の111、1の115、601の2から601の8まで、601の22、639、646から649まで、654、655、656の2、681、683から685まで、687、689から691まで、693、696から698まで、由良字楮1の4から1の10まで、3の1、3の3、3の4、3の6

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字油沢1の104（次の図に示す部分に限る。）、字楮1の9・3の1・3の6（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第776号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成26年8月29日から同年9月11日まで縦覧に供する。

平成26年8月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 道路の種類 県 道

2 路 線 名 稲沢下野明線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡金山町大字下野明字中下堰南384番12から 同 384番9まで	旧	18.0メートル く 14.0	メートル 32
同 上	新	20.3メートル く 15.0	同 上

**山形県告示第777号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成26年8月29日から同年9月11日まで縦覧に供する。

平成26年8月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 稲沢下野明線
- 2 供用開始の区間 最上郡金山町大字下野明字中下堰南384番12から  
同 384番9まで
- 3 供用開始の期日 平成26年8月29日

**山形県告示第778号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の部分の部分を次のとおり指定した。

平成26年8月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鶴岡羽黒線
- 3 指定した道路の部分の区間 鶴岡市神明町2番45から  
同 2番52まで（上り線に限る。）  
鶴岡市昭和町11番25から  
同 大東町25番5まで（下り線に限る。）  
鶴岡市大東町19番35から  
同 14番1まで（下り線に限る。）
- 4 指定年月日 平成26年8月29日

**山形県告示第779号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成26年8月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 起業者の名称 河北町
- 2 事業の種類 河北町民プール（仮称）整備事業並びにこれに伴う農道及び農業用排水路付替工事
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分 西村山郡河北町谷地字下野地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、河北町民プールを移設し、さらに通年利用できる屋内プールを新設する「河北町民プール（仮称）整備事業並びにこれに伴う農道及び農業用排水路付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「河北町民プール（仮称）整備事業」（以下「本体工事」という。）は、幼児から小学校低学年を対象とした幼児用プール及び小学校高学年以上を対象とした屋外プールを移転改築するものであり、また、町の施策でもある「生涯スポーツ」の振興を目指し、通年利用可能な屋内プールも併せて新設するものである。このことから、土地収用法第3条第32号に規定する「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により支障となる農道及び農業用排水路の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、土地収用法第3条第5号に該当する。

以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

- (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について



本件事業の起業者である河北町は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

イ 得られる公共の利益

河北町では、平成23年3月に策定された「第7次河北町総合計画」において、「生涯スポーツ」の重要性について言及しており、「一町民一スポーツ運動」をスローガンにスポーツ施設の充実と整備を図ることとしている。また、「第7次河北町総合計画」を健康づくりの観点から実現させるために策定された「第2次健康かほく21行動計画」では、「週2回以上、運動する習慣を身につけよう」、「健康のために、多く歩こう」、「スポーツイベントや各種運動教室に積極的に参加しよう」の三つの実践指針を掲げている。さらには、「河北町高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」においても、介護予防及び疾病予防の観点から運動教室を推進し、高齢者が要介護状態に陥ることがないように普及を図ることとしている。

しかし、週2回以上運動習慣のある人の割合は、河北町では男性33.6%、女性26.6%（平成23年度健康かほく21行動計画アンケート調査）となっている。これは、平成22年度全国平均の男性34.8%、女性28.5%（「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」～健康日本21（第2次）～（素案））や平成22年度山形県平均の男性35.6%、女性28.7%（平成22年度県民健康・栄養調査）を下回っている状況にある。また、現在の河北町民プールは昭和48年に建設された施設で、老朽化が著しく、その安全性について、現況調査を実施したところ、クラックや剥離、さびなど200箇所余りの不備が指摘され、プール施設全体の老朽化が深刻な状況にあるとの報告を受けた。

そこで、河北町では、プールを利用した「生涯スポーツ」として、「水中ウォーキング」等を新たに提案し、幼児や青少年の成長に寄与すると共に、「生涯スポーツ」を通じて運動を習慣化することを目標としている。また、町民プールの整備に合わせて通年利用できる屋内温水プールの新設を計画し、定期的に健康作りのための運動教室や高齢者向けの健康教室を開催し、運動習慣者の増加を目指すとともに、新たな介護認定者数の減少を図ることとしている。さらに、管理棟におけるスポーツジム機能を充実させることにより、幼時から高齢者まで幅広い世代のニーズに対応することとしている。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 失われる利益

本件事業を施行する区域には希少動植物や文化財等は確認されていないこと、また、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響が考えられるものの、工事機械作動時の防音に十分に配慮する等の措置を講じることから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 事業計画の合理性

本件事業の起業地については、

(イ) 温泉施設に隣接した町の健康増進ゾーンに整備すること。

(ロ) 事業に必要な面積（12,000㎡程度）が確保できること。

(ハ) 支障物件が少なく、社会的影響が小さいこと。

(ニ) 小中学生の施設利用が多いため、交通面などの周辺環境の安全性が確保できること。

等の基準により、3候補地を選定し比較検討を行った結果、本件起業地は、前面道路が町道高関下野線で歩道が整備されており、安全性が確保され、支障物件は少数のパイプハウスと果樹である。また、事業地に農道及び農業用排水路が編入されるため、これらの施設を付替える必要があるものの、平坦な水田地帯で施工性に優れ、自然環境にも恵まれており、他の候補地と比較して経済的にも最も優れていることから、最適と認められる。

ニ 以上のことから、イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較検討した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ 現河北町民プールは、昭和48年に建設され、建設から40年が経過し、施設の老朽化に伴う維持費の増大が懸念されており、現況調査による報告を受けた結果、クラックや剥離、さびなど200箇所余りの不備が指摘され、プール施設全体の老朽化が深刻な状況にあるとの報告結果から、利用者が安全で安心して利用することに大きな懸念がある。また、第7次河北町総合計画において、「生涯スポーツ」の重要性について言及し

ており、プールを活用した「水中ウォーキング」等を推進する施策を掲げている。さらに、地域住民の健康増進や介護予防及び疾病予防のため、通年利用できる屋内プールを新設し、定期的に健康作りのための運動教室や高齢者向けの健康教室を開催し、運動習慣者の増加を目指すとともに、新たな介護認定者数の減少を図ることとしている。また、管理棟におけるスポーツジム機能を充実させることにより、幼時から高齢者まで幅広い世代の様々なニーズに対応することができ、更には未来社会へつながるスポーツと文化の交流の場として施行することは、公共の利益に大きく寄与するものである。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ また、本体事業並びに関連事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲には、一時的な利用に供されるものは存在せず使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることは合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所  
河北町政策推進課